○デジタル庁・総務省告示第二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

令和八年一月九日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

事務	情報
令和七年度の一般会計補正予算（第１号）における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（「強い経済」を実現する総合経済対策（令和七年十一月二十一日閣議決定）の一環として、足元の物価高に対応するため、令和七年十一月二十一日本人の底力で不安を希望に変える～）を実現する総合経済対策～、